地域社会全体で子どもの 成長を支える仕組みの整備

教育委員会 学校教育部 市民局 市民自治推進部

今年度の取組の経緯

	実施日	概要	
	H30. 5	•継続設置校活動開始	
	H30. 5∼6	・新規設置校管理職への事業内容の説明・地域代表者等への事業内容の説明・学校評議員への事業内容の説明	
学校支援地域本部事業	H30. 9. 29	・地域コーディネーター研修会の実施(21人参加)	
	H30. 10. 10	•新規設置校活動開始	
	H31. 3. 8	・活動報告の提出	
	H31. 3	・次年度新規設置校への事業内容の説明	
第1回地域連携事業推進会議	H30. 7. 31	31 ・学校支援地域本部事業の推進についての検討 ・千葉市版学校運営協議会の基本方針についての検討	
第2回地域連携事業推進会議	H30. 12. 20	・学校支援地域本部事業の進捗状況についての報告・次年度の新規設置校についての検討・千葉市版学校運営協議会の規則(案)についての検討	
地域連携事業推進本部会議	H31. 1. 31	・学校支援地域本部事業の進捗状況についての報告・次年度の新規設置校についての検討・千葉市版学校運営協議会の基本方針についての検討	

これまでの取組

学校・家庭・地域が一体となって、地域ぐるみで子ども育てる活動を継続的・安定的に実施するための組織づくりの推進

■学校支援地域本部の設置拡大

平成30年度10区26校で展開

- ・磯辺中・磯辺小・磯辺三小/誉田中・誉田小・誉田東小/ 松ケ丘中・松ケ丘小・仁戸名小/こてはし台中・こてはし台小・横戸小/千草台中・千草台小 白井中・白井小で継続実施
- ・末広中・寒川小/小中台中・小中台小・園生小/土気中・土気小/大宮中・大宮小・大宮台小に新規設置

■千葉市版「学校運営協議会(コミュニティ・スクール)」基本方針の検討

「学校支援地域本部」や「学校評議員制度」からの移行を見据えて、「学校運営協議会(コミュニティ・スクール)」の要件等を整理する。

2020年度のモデル実施に向け、市民局、こども未来局、中央区役所、教育委員会の関係課によって構成する「地域連携事業推進会議」において、学校運営協議会規則(案)等を検討。(H30は7月、12月に開催)

■地域運営委員会との連携

市民局が設立促進を図っている地域運営委員会に対する「学校支援地域本部」の事業説明と協力依頼。

「学校支援地域本部」の活動例

■ 学習支援 ■



読み聞かせ



地域ふれあい体験

【他の学習支援】

- ・放課後、夏季休業中の学習相談
- •弁論大会
- ・新聞記者に学ぶ
- ママさんオーケストラによる演奏会
- •手話、点字、高齢者疑似体験
- ・ちぎり絵、現代書道体験
- ・そば打ち、縄ない、お囃子体験
- ・そろばんの学習補助
- ・ミシン・アイロンの学習補助
- ・パンづくり
- •調理体験
- ・太巻き寿司づくり
- •福祉体験

■ 安全見守り支援 ■



セーフティウォッチャー

【他の安全見守り支援等】

- ・児童の町探検見守り
- ・通学路のぼり旗の設置

■ 保護者の活動支援・その他 ■



子育て講演会

■ 環境整備支援 ■

【他の環境整備支援】

- ・図書の整理、本の修理
- •一輪車の修理
- ・トイレ掃除
- ・トイレットペーパーホルダー づくり
- •樹木伐採
- 通学路の除草

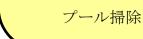


■ 放課後子ども教室支援 ■

季節を味わう活動 (流しそうめん)

【他の保護者活動等】

- •運動会運営補助
- ・マラソン大会運営の協力
- ・もちつき
- ・認知症サポーター声掛け訓練
- •災害講話



学校支援地域本部の成果と課題

成果

- ○各教科等の体験活動や地域を教材とした単元開発・地域との交流が進み、教育活動 の内容が充実した。
- ○児童・生徒が体験活動等を通して地域の方とふれあうことで、地域の方の学校への関心が高まり、学校支援の活動にやりがいを感じるようになったとの声が寄せられた。
- ○学校支援活動の参加者(ボランティア)同士のネットワークができるようになった。
- ○地域にボランティア募集を行ったところ、これまで学校とはつながりのなかった地域住 民の活動への参加が進み、学校教育への関心が高まった。
- ○ボランティア組織の間で新たなネットワークが広がり、セーフティウォッチャーが子どもの校外でのグループ活動の見守りにも参加するなど、相互に連携した支援が行われるようになってきた。

課題

- ○学校支援地域本部(地域教育協議会)の中心を担う人材が固定化してきている。
- 〇学校への支援活動の充実と学校の負担軽減を図るためには、地域の主体的な活動 を促進していく必要がある。
- ○学校と地域コーディネーターの十分な打合せ時間の確保が難しい。

千葉市版「学校運営協議会(コミュニティスクール)」の設置

趣旨

学校運営協議会は、学校運営に関して千葉市教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校運営の参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取組む。

主な役割

- 1 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- 2 学校運営について、校長又は教育委員会に意見を述べることができる。

期待される効果

- 1 学校と地域の連携・協働体制が組織的・継続的に確立され、「地域とともにある学校づくり」や「課題解決に向けた取組」を効果的に進めることができる。
- 2 地域住民が子供たちの教育の当事者となり、責任感をもって積極的に子供への教育に携わることができるようになる。
- 3 地域住民と学校とが顔の見える関係となり、理解と協力を得た学校運営が実現する。
- 4 地域住民にとって学校運営や教育活動への参画は、自己有用感や生きがいにつながるとともに、子供たちの学びや体験が充実する。

千葉市版「学校運営協議会(コミュニティスクール)」の設置

設置の考え方

これまで本市が築いてきた地域連携の取組を基盤とし、より強固で持続可能な仕組みへと発展させていく。

1 学校評議員会を基盤として設置する。

校長の求めに応じて意見を述べる「学校評議員会」から、学校運営について一定の責任と権限をもって意見交換できる協議体としての「学校運営協議会」へと発展させる。

2 学校運営協議会は、学校支援地域本部の地域教育協議会を包括する。

地域コーディネーターを含む地域教育協議会委員を学校運営協議会の委員として 任命することにより、学校運営協議会の意見を学校支援活動に反映させられるようにし、 学校教育の充実と地域住民の参画を促す。

3 小中連携・一貫教育推進のため、複数校で一つの協議会の設置も可とする。

本市では、これまでも小中連携・一貫教育を推進している。平成31年度には、川戸小と川戸中が小中一貫教育モデル校となり、それ以降も小中一貫教育校の設置が予定されている。そうした動向を踏まえ、複数校で一つの学校運営協議会を設置することも可能とする。

千葉市版「学校運営協議会(コミュニティスクール)」の設置

構造図

千葉市教育委員会

- ○学校の指定
- ○委員の任命
- ○協議会の適切 な運営を確保す る措置
- 〇協議会から 出された意見の 尊重

コミュニティスクール

説明

承認

説明

意見

学校運営協議会

学校支援地域本部 (地域教育協議会)

学校運営や必要な支援に 関する協議

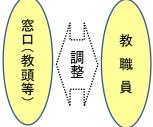


【委 員】 学校評議員、地域コーディネーター 保護者・地域代表 等

学校職員

【校 長】

- 〇学校運営の 基本方針
- 〇学校運営· 教育活動



連絡•調整

意見

地域コーディネーター

学校支援ボランティア

保護者、地域のスポーツ・文化関係団体、学生、資格技能を持つ人等

地域コーナイベーダー

支援活動

地域連携推進の方向性

1 学校支援地域本部の全市的拡大

〇学校支援地域本部(地域教育協議会)の中心を担う人材の固定化

⇒地域コーディネーターの発掘と育成を進める

例:地域コーディネーター研修会参加者の拡大(退職教員等の参加を促す)

⇒地域教育協議会委員発掘のために地域関係団体との連携強化を図る

例:地域のスポーツ団体等で将来学校支援に協力が期待できる団体との連携

○地域教育協議会の主体的な活動の推進

⇒学校のめざす方向性や具体的な支援活動について地域教育協議会と共通認識を得る

例:地域教育協議会委員に対して、毎年、学校経営方針を説明する。また、授業や行事等の参観をとおして、学校の現状への理解を深め積極的な活動につなげる。

⇒地域にとってインセンティブとなる予算の確保と執行の仕組みを検討する

例:特色のある活動内容に対しての予算面のインセンティブを設定する

2 コミュニティ・スクールモデル校の選定と検証にむけて

【選定の視点】・学校支援地域本部の取組状況・小中一貫教育の進捗

・学校と地域の特性(例:地域環境等)

【検証の視点】・教育活動の充実・・地域住民の意識の変容・教職員の負担軽減等

【課題】・学校評議員、地域教育協議会委員及び教職員への理解の促進

インセンティブの検討(地域ポイントの活用も含む)

(参考)今後の予定

2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
■学校支援地域本部の拡大 (10校) ■コミュニティ・スクール基本方針 の検討	■学校支援地域本部の拡大 (10校) ■CS設置準備会の設置 ■学校運営協議会規則の制定	■学校支援地域本部の拡大 (10校) ■モデル実施	計画的拡充